主 文

本件特別抗告を棄却する。

昭和二七年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判院	昌	霜	Щ	精	_
裁判官	官	栗	Щ		茂
裁判官	官	藤	田	八	郎
裁判官	官	谷	村	唯一	郎

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官 霜 山 精 一